

出版に関する規程

一般社団法人粉体工学会

(目的)

1. この規程は、一般社団法人粉体工学会(以下「本会」という)が関係する刊行物の出版に関する事項を定めるものである。

(出版に関する契約および計画)

2. 以下のいずれかの項に該当し、著作権または出版権が発生する刊行物を出版しようとする者は、第7条に定める様式で出版計画書を出版委員会に提出し、その承認を得なければならない。
 - ① 監修・編者が本会もしくはその下部組織である刊行物
 - ② 本会もしくはその下部組織の活動成果を中心とする内容を含む刊行物
3. 出版が認められた企画者・グループは、進捗状況を出版委員会に遅滞なく報告しなければならない。
4. 出版契約は、著者または編集委員長(または責任者)と出版社の間で締結する。
5. 第2項に該当する刊行物の出版に際しては、印税(著作権使用料)の20%を本会に納めるものとする。ただし、増刷についてはこの限りではない。また、特別な事由がある場合には、出版委員会がその是非等を検討し、理事会で決定する。
6. 粉体工学会誌、研究発表会講演論文集、夏期シンポジウム講演論文集、技術討論会テキスト等、定期刊行物や前刷集等には、本規程を適用しない。
7. 出版計画書の様式は以下のとおりとする。
 - ① 刊行物の名称
 - ② 企画グループ(編集者)
 - ③ 責任者、所属、連絡先(住所、TEL、FAX、e-mail)
 - ④ 発刊趣旨
 - ⑤ 目次および執筆者
 - ⑥ 体裁(版、ページ数)、予定販売価格、発行部数
 - ⑦ 監修・編集・著者名
 - ⑧ 予定出版社
 - ⑨ 予定脱稿期日
 - ⑩ 予定発行期日
 - ⑪ 販売見込み

(附則)

この規程は、理事会の承認を得て、2018年1月4日から発効する。

(付記)

2018年2月17日 制定(理事会承認)